

検討項目④まとめ I - 2

中間取りまとめ(案)第1から第4までの修正内容(追加)※頁及び行は、前回配布した修正内容の反映版の数字です。

No.	修正箇所		グループ	前回での修正結果	再修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
1	1		B	市民会議を設置した経緯については、素案の参考資料として添付することとしたいと思います。また、PIの際には、事務局から説明する予定です。	市民会議を設置した経緯をまず冒頭に取り入れる。	市民会議を設置した経緯等について、目次の前に追記します。文案については、出来次第、提示したいと思います。	
2	1	2	B	平成12年に施行された地方分権改革一括法は、地方自治体の長が国の下級機関として実施する事務を廃止し、地方自治体が行う事務は、その全てが地方自治体の事務となりました。その結果、今まで以上に、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自立のまちづくりを進めていくことが求められています。	地方分権に関する記述は、もっと簡潔にしてみたいのではないか。	前回の修正案のとおりとします。 ※Dグループの修正の趣旨としては、全て地方自治体の事務となったとはいえ、国の法律による拘束を受けて行う事務もあるのだから、そこは記載すべきということだと思います。その点については、「今まで以上に」という形で表現をすることで、一部拘束を受けるものもあるということと矛盾することはなくなります。また、他のグループから、よりやわらかい表現にできないかという意見もありますので、前回の修正案のとおりしたいと思います。	
3	1	2	C		地方分権に関する記述をもっとやわらかくできればと思う。		
4	1	2	D		平成12年に施行された地方分権改革一括法は、地方自治体の長が国の下級機関として実施する事務を廃止し、地方自治体が行う事務は、その全てが地方自治体の事務となりました。その結果、一部国の法律による拘束は受けるものの、今まで以上に、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自立のまちづくりを進めていくことが求められています。		
5	1	6	C	このため	6行目と10行目と、「このため」が連続しているため、どちらかを修正した方がいいのではないかと。	以下の修正内容をご確認ください。	
6	1	10	A	このため	そのため	「このため」を「そのため」に修正します。	
7	1	10	C	このため	6行目と10行目と、「このため」が連続してしますので、どちらかを修正した方がいいのではないかと。		
8	1	25	A	自治基本条例は、白河市のまちづくりに関する基本原則や仕組みを分かりやすく、簡潔に示すことを基本として構成する必要があります。このため、生活環境、福祉、産業、教育等の個別政策に関する規定は、それぞれの分野の個別条例や計画等に委ねることとします。 また、この条例は白河市の条例です。このため、他地域の条例の模倣で終わるのではなく、「白河らしさ」を盛り込んでいくことが必要です。 その一方で、自治基本条例は、その性格上、どうしても理念的な内容が中心とならざるを得ません。このため、当たり前のことがただ並べられているだけと感じるかもしれません。しかし、	この条例には、他地域の模倣で終わるのではない、「白河らしさ」を盛り込んでいくことが必要です。 その一方で、自治基本条例は、その性格上、どうしても一定の形式にならざるを得ません。このため、当たり前のことがただ並べられているだけと感じるかもしれません。 そのため、白河市のまちづくりに関する基本原則や仕組みを分かりやすく示すことを基本として構成する必要があります。生活環境、福祉、産業、教育等の個別政策に関する規定は、それぞれの分野の個別条例や性格等に委ねることとします。それに加えて	自治基本条例は、白河市のまちづくりに関する基本原則や仕組みを分かりやすく、簡潔に示すことを基本として構成する必要があります。このため、生活環境、福祉、産業、教育等の個別政策に関する規定は、それぞれの分野の個別条例や計画等に委ねることとします。 また、他地域の条例の模倣で終わるのではなく、「白河らしさ」を盛り込んでいくことが必要です。 その一方で、自治基本条例は、その性格上、どうしても一定の形式にならざるを得ないため、当たり前のことがただ並べられているだけと感じるかもしれません。しかし、	